

【提出意見とそれに対する栃木県の考え方】

「栃木県文化振興基本計画（第2期）（素案）」に対する意見募集を行った結果、1名の方から計2件の御意見を頂きました。貴重な御意見ありがとうございました。

提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりまとめました。

項 目	意 見 の 内 容	意見に対する考え方
「障害者」の表記について	P 6より「障害者」→「障がい者」にすべし。 このまま法律で縛れば、世界から笑われる。	「障害者」の表記方法については、障害者の皆様の御意見を尊重すべきですが、双方の御意見があります。 本県においては、「障害者」の定義について、病気や外傷等の医学的な原因から捉えるのではなく、社会側のバリアや障害のため生活に困難が生じるという社会との関係で捉える考え方にに基づき、漢字表記としております。
とちぎ版文化プログラムの展開について	P 11より『「とちぎ版文化プログラム」の展開』について 方向性1・2・3から令和新時代へ進める。	とちぎ版文化プログラムは、東京2020大会に向けた本県文化の振興方針であり、同プログラムに基づく取組の成果等を踏まえた上で、2期計画において3つの取組の方向性を示したところであり、今後は、本計画に基づき各種文化振興施策に積極的に取り組んでまいります。